生産性向上・職場環境整備等支援事業に関するQ＆A（第２版）

令和７年６月30日

令和７年７月28日

下線部分追記・修正

＜申請手続＞

・証拠書類

Q１、機器の購入や処遇改善を行ったことを証明する書類（領収証書等）を提出する必要はありますか？

回答

〇領収書や賃金台帳等の帳簿等の証拠書類については、交付申請時は不要としており、実績報告時に御提出いただく予定です。

＜対象機関＞

・訪問看護/みなし指定

Q2、訪問看護ST として「みなし指定」を受けた病院・診療所は支援の対象になるのでしょうか。

回答

　〇「みなし指定」を受けて「訪問看護ＳＴ」のコードが交付され、「病院・診療所」と「訪問看護ＳＴ」のそれぞれで、令和７年３月31 日時点でベースアップ評価料を届け出ていれば、両方で申請することが可能です。

・訪問看護/サテライト

Q３、訪問看護ST のサテライト施設は支援の対象になるのでしょうか。

回答

〇対象になりません。

＜ベースアップ評価料＞

・補助対象

Q４、本事業の補助対象となるベースアップ評価料を教えてください。

回答

　〇以下のいずれかのベースアップ評価料を届け出ている施設が対象となります。

（病院・有床診療所）

O100 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

O102 入院ベースアップ評価料（医科）

P102 入院ベースアップ評価料（歯科）

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）

（無床診療所・訪問看護ステーション）

O100 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）

・届出時期

Q５、本事業の補助対象となるためには、ベースアップ評価料の届出はいつまでに行えばよいのでしょうか？

回答

　〇令和７年３月31 日時点でベースアップ評価料を届け出ている場合に本事業の補助対象となります。

令和７年４月１日以降にベースアップ評価料を届け出た場合、本事業の補助対象にはなりません。

〇「届出」とは厚生局に書類が到達した日を指し、令和７年３月31 日までに届出を行い、令和７年４月１日以降、書類の不備があって返戻された場合や、審査支払機関から返戻された場合でも、最終的に受理されれば届出日に届け出たものと見なします。

・確認方法

Q６、ベースアップ評価料を届出しているかをどのように確認すればよいでしょうか？　（病院・医科診療所・歯科診療所）

回答

　（病院・医科診療所・歯科診療所）

○以下の近畿厚生局HP『保険医療機関・保険薬局の施設基準の届出受理状況及び保険外併用療養費の報告状況』の『施設基準の届出受理状況（全体）（届出受理医療機関名簿）』にて、貴施設の届出状況をご確認ください。

近畿厚生局HP『保険医療機関・保険薬局の施設基準の届出受理状況及び保険外併用療養費の報告状況』　URL

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shitei_jokyo_00004.html>

Q７、ベースアップ評価料を届出しているかをどのように確認すればよいでしょうか？　（訪問看護ステーション）

回答

　（訪問看護ステーション）

○以下の近畿厚生局HP『訪問看護ステーションの指定一覧及び基準の届出受理状況』の『訪問看護ステーションに係る基準の届出受理状況（届出受理指定訪問看護事業所名簿）』にて、貴施設の届出状況をご確認ください。

近畿厚生局HP『訪問看護ステーションの指定一覧及び基準の届出受理状況』　URL

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shitei_jokyo_00005.html>

・事業終了時点

Q８、ベースアップ評価料については本事業終了時点においても算定を行っている必要はないでしょうか。

回答

　〇算定を支給要件とはしませんが、職員の処遇改善につなげることを目的としている事業趣旨に鑑み、可能な限り算定を行っていただくようお願いします。

・開設者変更

Q９、例えば、３月31 日までにべースアップ評価料を届け出ている対象施設の開設者が個人でしたが４月１日以降に開設者が法人に変更となる場合等、３月31 日までにベースアップ評価料を届け出ていた対象施設の開設者が４月１以降に変更となった場合、支援の対象になるのでしょうか。

回答

　〇例示の場合は実質的には同じ対象施設となるため、対象になり得ます。

〇また、３月31 日までにベースアップ評価料を届け出ていた対象施設が事業譲渡等によって４月１日以降開設者が変更となった場合も、地域で果たしている役割や機能が実質的に同じと都道府県において判断できるのであれば、対象になり得ます。

＜病床数＞

・補助対象

Q10、本事業の交付申請額算出における許可病床数には、一般病床以外の病床も含まれるのでしょうか？

回答

　〇交付申請日における、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床等、医療法上の許可病床数の合計となります。

・時点

Q11、交付決定額の算出に使用される許可病床数はいつ時点のものを採用するのでしょうか？

回答

　〇交付申請日時点の許可病床数を採用します。

＜対象経費＞

・取組

Q12、補助対象となる取組として、３つの取組（ICT機器等の導入による業務効率化・タスクシフト/シェアによる業務効率化・補助金を活用した更なる賃上げ）がありますが、いずれの取組も行う必要がありますでしょうか。

回答

　〇１つの取組を行うだけでも、補助可能です。

＜機器＞

・他補助事業

Q1３、地域医療総合確保基金の事業区分Ⅵ（勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業）等の既存の補助事業によりICT 機器の導入費用の補助等を受けている医療機関も補助対象となりますでしょうか？

回答

　〇既存の補助事業による補助を受けている医療機関においても、本事業による交付を受けることは可能です。

〇ただし、既存の補助事業により導入したICT 機器等の導入経費に補助金を充当することはできませんので、新たに業務効率化に資する機器の導入を行って下さい。（同一機器等の経費に関し、他の補助金との重複申請は不可）

〇なお、既存の補助事業（例：導入経費を補助する事業）の対象外としている経費（例：ランニングコスト）に本事業を充てることは可能ですが、その場合は本事業の対象期間内の経費に充ててください。

・取組内容/対象機器等

Q14、補助金の補助対象となる取組のうち、「ＩＣＴ機器等の導入による業務効率化」について、具体的にどういった取組が補助対象となるのでしょうか。ICT機器以外のものは対象とはならないのでしょうか。

回答

　〇導入により施設内の業務効率化に資するICT 機器等が補助対象となります。

〇例えば、タブレット端末、離床センサー、インカム、ＷＥＢ会議設備、床ふきロボット、監視カメラなどの機器が想定されますが、これらの機器以外にも、施設内の業務効率化に資するもの（例：マイナンバーカードのカードリーダー、業務効率化に資する医療機器やロボット等）であれば幅広く対象となり得ます。

〇また、ＩＣＴ機器以外の機器、あるいはソフトウェアなどについても、導入により施設内の業務効率化に資することが認められるものであれば補助対象となり得ます。

・取組内容/ランニングコスト

Q15、「ＩＣＴ機器等の導入による業務効率化」について、ICT 機器等の導入に附随して導入が必要な設備（Wi-Fi、ルーターなど）や、サービスの導入に伴い発生する毎月の利用料のようなランニングコストなども補助対象となりますか。

回答

　〇本事業は、人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を、補助金として支給することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的としています。

〇こうした目的に合致するものは、導入により施設内の業務効率化に資することが認められる機器等に要する費用そのものにとどまらず、当該機器の導入に附随して必要な費用などについて、幅広く対象となり、例示された経費も対象となり得ます。

〇ただし、事業目的に明らかに合致しない経費や、事業の対象期間外に生じる利用料などについては対象になりません。

※例えば、機器の導入に伴い必要となる利用料の契約期間が、事業の対象期間外にまたがっている場合には、対象期間分の金額に按分するなどして適切に算出下さい。

・取組内容/リース

Q16、「ＩＣＴ機器等の導入による業務効率化」について、ICT 機器等をリース契約で導入する場合も対象になりますでしょうか。

回答

　〇事業の対象期間内に生じる金額については対象になり得ます。

・取組内容/システム更新等

Q17、令和６年度より前に既に導入したＩＣＴ機器等の毎月の利用料（ランニングコスト）やシステムの更新費用も対象になりますでしょうか。

回答

　〇新たに導入するICT 機器等を想定しているため、既存の機器のランニングコストや、システムの更新費用は対象とはなりません。ただし、既存のシステムに新たに業務効率化に資する機能を追加するなどの機能改修を行う場合の費用については対象となり得ます。

・上限額

Q18、補助対象となる経費について機器１台の購入価格に上限はありますか。

回答

　〇交付の対象となる機器・備品１台の購入価格に上限は定めていません。

※対象医療機関等の区分ごとの交付の上限額は決まっています。

・補助対象期間

Q19、補助対象経費の「ICT機器等の導入による業務効率化」について、令和６年４月１日以前に生産性向上につながるICT機器の注文を行い、令和６年４月１日以降に当該機器の納品及び支払を完了した場合、本補助金の対象経費として認められますでしょうか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　例）病院内の生産性を向上させるための機器Aを導入する場合　　　　　　　　　　　　　注文日：令和５年12月１日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　納品日：令和６年５月１日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　支払日：令和６年６月10日

回答

　〇納品日が令和６年４月～令和８年３月31日であれば対象になります。

・交付決定額

Q20、「ＩＣＴ機器等の導入による業務効率化」の取組を検討していますが、機器の導入費用が交付決定額に満たない場合は、どうすればいいでしょうか。

回答

　〇実際の費用が交付決定額を下回る場合、実際の費用分のみを交付することとなりますが、事業の目的を踏まえ、「補助金を活用した更なる賃上げ」による職員への一時金の支給などにより、交付決定額以上の取組となるようご検討ください。

・変更

Q21、例えば、「ICT 機器等の導入による業務効率化」に使用することとして交付申請時に18万円を申請し、交付決定を受けたが、実際には15 万円を「ICT 機器等の導入による業務効率化」に使用し、残額の３万円を「給付金を活用した更なる賃上げ（例：一時金）」に充てた場合は改めて交付申請をする必要があるのでしょうか？　　　　　　　　　それとも、実績報告時に「ICT機器等の導入による業務効率化」として15 万円を使用したことと、「補助金を活用した更なる賃上げ」として３万円を使用したことを報告すればよいのでしょうか？

回答

　〇①「補助事業に要する経費の配分の変更」又は②「補助事業の内容変更」で、補助対象経費の２０％を超える増減がある場合は、大阪府補助金交付規則第６条、交付要綱第８条第２項の規定により「内容変更・中止（廃止）承認申請書」の提出が必要となりますが、改めての交付申請は不要です。

〇ご質問のケースは、上記①及び②の変更はありますが、補助対象経費は同額（２０％を超える増減がない）であるため、「内容変更・中止（廃止）承認申請書」の提出は不要であり、変更後の補助対象経費の内訳等は、実績報告時にご報告ください。

・支払・導入時期

Q22、ICT 機器等の導入を行った場合、いつまでに支払・納品を行っている必要がありますか。

回答

　〇令和８年３月31日（実績報告）までに支払・納品を終えている必要があります。

Q23、大阪府HPに『交付決定通知書の発送は、11月中旬ごろを予定している』と記載されていますが、当施設では、早期の生産性向上実現に向けて、交付決定通知書の発送の11月中旬より前にICT機器の導入をしたいと考えているのですが、可能でしょうか。

回答

　〇交付決定前に着手する事業に関して、補助金が交付されないこととなっても何ら異議

の申し立てを行わないことを条件に交付決定前に着手いただくことは可能です。この

場合、交付申請の際に、大阪府行政オンラインシステムにて、『交付決定前着手届』

を申請書とあわせてアップロードしてください。

・処分

Q24、今回の補助金を活用してＩＣＴ機器を導入した場合、機器の更新や処分する際に、何か制限があるのでしょうか。

回答

　〇大阪府医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金交付要綱第十五条に記載のとおり、本補助金を活用して導入したICT機器等には処分制限が生じます。

〇処分制限の期間及び財産の種類については、「大阪府補助金交付規則」及び「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）」をご確認ください。

〇URL

大阪府HP「大阪府補助金交付規則」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000319.html>

厚生労働省HP「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）」

<https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=27ab0076&dataType=0&pageNo=>

＜タスクシフト／シェア＞

・取組

Q25、補助金の補助対象となる取組のうち、「医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェアによる業務効率化」について、具体的にどういった取組が補助対象となるのでしょうか。

回答

　〇既に雇用している医師や看護師等の職員の負担軽減のために、新たに医師事務作業補助者や看護補助者などの職員を雇用する際の人件費が対象となります。

〇また、従前から勤務している職員が、

・新たに医師や看護師等の職員の負担軽減に資する業務に配置された場合の人件費

・非常勤職員から常勤職員に雇用形態が変更となり、実質的に新たに職員を配置する場合と同等程度の業務効率化が図られる場合の人件費のほか、

・人材派遣・業務委託の経費（これにより新たに人員を配置してタスクシフト／シェアを行う場合の経費）

　　も対象となり得ますが、紹介予定派遣の紹介手数料は対象となりません。

Q26、Q25中、「医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置」が補助対象となる取組とありますが、医師事務作業補助者、看護補助者以外の職種への取組も補助対象となるのでしょうか。

回答

〇医師事務作業補助者や看護補助者に限らず、業務を分担する職員への取組が補助対象となります。

・退職金

Q27、事業期間内に給付したタスクシフト・シェアに係る職員の『退職金』は補助対象となりますでしょうか。

回答

〇新たに人員を配置してタスクシフト／シェアを行う場合の経費が対象であり、採用に伴う人件費が前提となるため、退職金は補助対象外です。

＜賃上げ＞

・補助対象

Q28、補助金の交付対象となる取組のうち、「補助金を活用した更なる賃上げ」について、具体的にどういった取組が補助対象となるのでしょうか。ベースアップ評価料による賃上げは補助金を活用した更なる賃上げと見なせるのでしょうか。

回答

〇本事業はベースアップ評価料を届け出ている医療機関等が、生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等を行えるよう支援するものであるため、ベースアップ評価料による賃上げを「補助金を活用した更なる賃上げ」とは見なせません。

〇そのため、本補助金を活用して更なる賃上げを行う場合は、既に雇用している職員について、ベースアップ評価料で手当されている部分とは別にベースアップ・手当・一時金のいずれかにより賃上げを行う取組が対象となりますが、医療機関の持ち出しによって、ベースアップ評価料による収入以上にベースアップ分として支出している部分に対して充当することは可能です。

〇単に職員の人件費の基本給部分や定期昇給部分に充当し、上記のベースアップ・手当・一時金などの形で還元されない場合は、補助対象外です。

Q29、公立病院は人事院勧告に準じて給与を増額している場合があります。この場合、ベースアップ評価料にかかる収入を超える部分であれば、対象経費として考えてよいでしょうか。

回答

〇公立病院や地方独立行政法人が人事院勧告に準じて給与を増額している場合、当該増額部分のうち、地方交付税を充てていることが明確に判別できる部分に本補助金を充当することはできません。

Q30、「補助金を活用した更なる賃上げ」について、対象職種の定めはあるのでしょうか。

回答

　〇薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、事務職員、その他医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。ただし、40 歳未満の若手医師・若手歯科医師はその限りではない。）に充てることができます。

Q31、ベースアップ評価料創設前の令和６年４月にベースアップを実施している場合、令和６年４月及び５月のベースアップ分（基本給等の増加分）およびベースアップに伴う法定福利費等の事業主負担の増加分は「補助金を活用した更なる賃上げ」の対象となるのでしょうか。

回答

　〇薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、事務職員、その他医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。ただし、40 歳未満の若手医師・若手歯科医師はその限りではない。）の職種にかかる増加分であれば対象になり得ます。

Q32、令和５年度にすでに賃上げをし、そのまま維持している場合、令和６年度も賃上げをしている、という判断をしてよいでしょうか。

回答

〇令和５年度の取組は対象となりません。

Q33、法定福利費等の事業主負担の増加分は、「補助金を活用した更なる賃上げ」の対象となるのでしょうか。また、ベースアップ評価料の取り扱い時と同様に事業主負担分を一律に16.5％として扱ってもよいでしょうか。

回答

〇単なる法定福利費等の増額分の支払は、対象となる取組には含まれませんが、ベースアップ・手当・一時金のいずれかにより賃上げを行う取組に伴い生じる法定福利費等の事業主負担の増加分に充てることは可能です。

〇また、給付額の83.5％を「更なる賃上げ分」として充てつつ、残り16.5％を当該賃上げ分に附随する法定福利費として充てることは差し支えありません。